

埼玉県医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

市町村において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

（1）対象児童

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号から第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

（2）対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

（3）対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑦までの取組を複合的に実施すること。

- ① 市町村において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であることから、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医療的ケア児に従事する職員として配置した者に限ることとする（ただし、既に配置されている職員であっても、医療的ケア児に従事する職員として配置され

ていると認められる場合を除く)。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する次に掲げる取組を実施する。
 - ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助
 - イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。
- ④ 市町村において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。
なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。
- ⑤ 市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定を行う。
- ⑥ 市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。
- ⑦ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。

（4）留意事項

本事業は、保育所等において、単に（3）①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、市町村が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑥までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、市町村職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、保育内容については、医療機関等と連携し、集団における子どもの育ちに注目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指

導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。

- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。
- ⑥ (3) ①により、医療的ケア児に従事する職員を配置した保育所等は、受入れの応諾義務があることを踏まえ、医療的ケア児の適切な受入れを行うこと。

5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の提出

本事業を実施する市町村は、「多様な保育促進事業の実施について」（七次改正 令和5年3月30日子発0330第4号）の別添3「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」に基づき作成する「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」を、別に定める本事業の補助に係る交付申請書、変更交付申請書及び実績報告書に添付書類として提出すること。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費用

県は、別に定めるところにより、市町村が実施する事業に要する費用の一部について補助するものとする。

なお、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数（見込み）が、保育所等の利用を希望する人数（見込み）を上回る整備計画書兼実施報告書を策定する市町村については、県補助のうち、国補助分の負担割合の嵩上げ措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年度分の補助金から適用する。